

医療従事者の賃上げの概要

2024年2月16日 厚生労働省保険局医療課資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001211794.pdf> をもとに作成

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

- ① 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション勤務する看護職員、病院薬剤師、その他の医療関係職種 of 賃上げのための特例的な対応として、+0.61%の改定
- ② 40歳未満の勤務医・勤務歯科医・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+0.28%の改定を行い、

医療従事者の賃上げに必要な診療報酬を創設。

	対象職種
①	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く)
②	40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者等

